

2002年9月25日

東京都港区愛宕 1-6-7  
愛宕山弁護士ビル 306号  
社団法人 自由人権協会  
代表理事 更田義彦  
同 弘中惇一郎  
同 紙谷雅子  
同 田中宏

## 住基ネットに関する声明

自由人権協会は、かねてから個人の人格とプライバシーの保障の観点から行政における個人情報の保護を提言してきましたが、住民基本台帳ネットワーク（以下、住基ネットといいます）に対し、以下の通り声明いたします。

住基ネットは、本年8月から運用が始まりましたが、その運用に対しては、多くの市民から個人のプライバシーの重大な脅威となるのではないかとの懸念が表明されていきました。また実際の施行に際しては、国の強い指導にもかかわらず、横浜市がいわゆる市民選択制度を実施し、杉並区をはじめ住基ネットへの接続を見合わせる決定を行うなど、少なからぬ地方自治体が住民を保護するための緊急的な措置をとらざるを得ないという事態が発生しています。

これは、現行の住基ネットのシステムが、個人の自己情報に対するコントロール権という、憲法に保障された基本的人権を侵害しかねない強い危険性を持つものであることに由来します。実際に、国は、行政上の効率化の必要性を強調しながら拙速にその運用を開始しましたが、個人の自己情報に対するコントロール権をどのように保障し、個人情報漏洩の危険性にどう対処するのか、について十分な法整備がなされておりません。また、それらの懸念に対し、国は情報の主体である住民に対する説明責任を果たしてきませんでした。

国よりも住民に身近な立場にある地方自治体の一部が、このような危険な状況に鑑み、住民の権利を守るために、上記の措置をとる決断をしたことは、地方自治の本旨に照らして、十分に尊重されるべきと考えます。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。



自由人権協会は、国の理不尽な指導よりも住民の権利保護を優先させた地方自治体の決断を支持し、他の地方自治体においても住民の権利保護のための可能な措置がとられることを求めます。国は、住民の権利保護のために行う住民や地方自治体の選択を尊重すべきです。あわせて自由人権協会は、国に対し、すでに述べたように憲法の基本的人権の侵害をはじめ、多くの問題点を持つ現行の住基ネットに対し、直ちに抜本的見直しを行うことを求めます。

注：この文書は、ホームページに掲載するためにPDF化したものであり、執行した原本ではありません。